



保護者の学び舎

第11回

ここでは、浜松市の福祉の現状や、身近な制度などについてお伝えしていきます。

二十歳を迎える人へ～障害者年金について～



障がいがある子どもを育て、悩みながらも親子共々奔走し、何とか学校を卒業してほっと一段落？という時期に、私たちの子どもも他の兄弟たちと同じように二十歳の誕生日を迎え新成人となります。一般的には「おとな」または「社会の一員」です。ですが、社会の一員と言っても、一般の人と同じような給与や所得は保証されず、多くの人の収入は作業所の工賃のみで、逆に作業所への交通費や昼食代など支出の方が多というのが現状です。

年々歳を重ね、一人の社会人としての本人なりの人生を歩んでいくであろう私たちの子どもの生活を支える経済的な基盤となるのは、**障害基礎年金**です。

障がいのある子どもを持つ親はその子どもの二十歳の節目に、親として重要な仕事が待っています。障害基礎年金の申請は親（保護者）が手続きをしなければ受給できません。障害基礎年金の受給できる可能性がある人は、二十歳になる前から申請の準備をする必要があります。

年金申請の手続きと重要ポイント

- ①障害基礎年金の受給には、医師の診断書や病歴申立書が必要！
20歳前に精神科を受診していますか？
- ②20歳の誕生日前に日本年金機構から、「20歳の国民年金加入のご案内」の書類が届く。
- ③区役所・保険年金課・長寿保険課または年金事務所へ、国民年金加入の手続きに行く。
- ④診断書は精神科医または精神保健指定医に書いてもらう。病歴申立書は保護者が書く。
- ⑤年金手帳が届いたら、区役所・長寿保険課で障害基礎年金の請求手続きをする。
- ⑥「年金証書」（支給決定通知書）または「不支給決定」通知書が届く。
- ⑦区役所・長寿保険課または市民サービスセンターへ行き、「国民年金保険料免除理由該当届」の手続きをする。

★特別児童扶養手当、障害児福祉手当、浜松市重度心身障害児扶養手当

20歳になる月まで支給され、誕生日の翌月から支給が停止されます。

★20歳前に就労している方について

勤め先で厚生年金や共済組合に加入している場合は年金機構から②の国民年金加入手続きの案内が送付されませんが、20歳前に診断を受けている方については、障害年金が受給できる場合があります。この場合も同じように精神科の医師に診断書を書いてもらう必要があります。

障害基礎年金

1級 975,125円（年額）

2級 780,100円（年額）

令和元年12月より年金生活者支援給付が始まり、年金に上乗せして、

1級 6,250円（月額）、2級 5,000円（月額）が給付されるようになりました。

重要！
その1

近年、障害年金の申請のためだけの精神科の受診が難しくなりました。診断書を書いてくれる精神科を20歳の誕生日を迎える前に受診しておいてください。

重要！
その2

申請の時に提出する「病歴申立書」は20歳までの成育歴や医療の受診歴を親（保護者）が記入します。初診日と診断名は必ず記入しなくてはなりません。「しずおかサポートファイル」に医療の記録を記入しておきましょう！

【障害年金についてのお問合せ】

浜松市浜松手をつなぐ育成会

相談支援委員会 小田 史子

PC soudan@hamamatsu-ikuseikai.com

TEL 090-1629-4743

浜松育成会では、二十歳の誕生日を迎える子どもを持つ会員の皆様に、障害基礎年金の申請の流れや手続きに必要な文書などの説明のお手紙を、二十歳の誕生日前の年の3月に個別に郵送しています。育成会からお知らせが届いたら、申請の手続きの準備を始めてください。